



消費税が8%に上がりました

6月に入りました。春号から変わったことと言えば、やはり消費税の増税でしょう。税務調査の現場でも消費税の修正申告をするケースが増えてきています。課税、非課税、免税、不課税、本則(一般)課税、簡易課税、基準期間、課税期間、課税事業者、免税事業者、輸出免税、課税事業者選択と、ややこしいことばかりです。

例えば、100万円(税抜)の売上計上漏れが発覚し、修正申告をする場合、法人税等の実効税率は約36%で36万円、消費税は今まで5万円で済んだところ8万円になります。加算税は重加算税だと35%増しで約12万円追加されます。つまり、消費税の増税は罰金の増税にもなるのです。私の予測では10%への増税はまず間違いなくされるでしょう。税の現場では消費税がホットになります。

一方、印紙税は減税になっています。売上の印紙が5万円から貼ればよくなったこと、不動産の売買契約書の印紙が、例えば1億円以下で4万5千円が3万円と大幅に安くなっています。

当社も法人化して半年を過ごし、4月より池袋支店開設、まずまず順調に推移しておりますが、全社員、更に、安い、早い、正確に、そして感じ良くの対応を心がけます。目前は、7月10日の源泉事務で今年前半の給料等コミュニケーションをとらせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

平成26年6月吉日

鳥山 昌則

簡易課税制度に

みなし仕入れ率の見直し

平成26年度税制改正で簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しがされました。事業区分が第1種から第6種までになりました。金融業・保険業が第4種から第5に、不動産業が第5種から第6種に変わります。新設された第6種のみなし仕入れ率は40%です。この改正は27年4月1日以降開始課税期間から適用されます。

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すると、経過措置を受けられます。適用例は下記の図のとおりです。不動産業者などは経過措置を受けることにより消費税額が変わることがありますので、これから一般課税から簡易課税に変更を検討、もしくは新規開業をされる事業者は、ぜひ担当者まで相談ください。(村澤)

事業の種類		みなし仕入れ率【改正前】	みなし仕入れ率【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食業、その他事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業	50% (第五種)	50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食業除く)	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業	40% (第六種)	40% (第六種)

【新規開業した事業者の適用例】
 ▲=消費税簡易課税制度選択届出書の提出

事業開始
 26.6.1 26.10.1 27.4.1 28.4.1 29.4.1

消費税簡易課税制度選択届出書の提出年月日	課税期間	課税期間	課税期間	課税期間
① 26.9.30以前	自26.6.1 至27.3.31	自27.4.1 至28.3.31	自28.4.1 至29.3.31	自29.4.1 至30.3.31
② 26.10.1以降	第五種で計算	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算

【3月31日決算法人の適用例】
 ▲=消費税簡易課税制度選択

改正適用日
 25.4.1 26.4.1 26.10.1 27.4.1 28.4.1 29.4.1

消費税簡易課税制度選択届出書の提出年月日	課税期間	課税期間	課税期間	課税期間	課税期間
① 25.3.31以前	自25.4.1 至26.3.31	自26.4.1 至27.3.31	自27.4.1 至28.3.31	自28.4.1 至29.3.31	自29.4.1 至30.3.31
② 26.3.27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
③ 26.9.26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
④ 26.10.6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

鳥山代表TV出演!!

6月16日・17日の二日間に渡り、情報番組「ワイドスクランブル」(テレビ朝日)に、埼玉県新座市の27年間に及ぶ固定資産税の過徴収についての解説を依頼され、TV出演しました。急速、前日に出演依頼を受けたにも関わらず、スタジオでは有名人と同席し、固定資産税について分かり易く解説でき、思いがけず、税理士法人鳥山会計の宣伝にもなりました。税金について不安がありましたら、対策として①近所に聞く、②資産・課税課に問い合わせる、③税理士に相談する等を行ってみてください。もちろん、鳥山会計にてご相談承ります。(初回相談無料)





2014年夏号

といやま新聞

おかげさまで好評です!

「闘う税理士・ 税理士大家さん」

鳥山昌則著 幹書房
定価 1,296 円(税込)
(ご注文は書店又は
Amazon.comにて)

闘う税理士 税理士大家さん

鳥山昌則 著



起業したい方、節税対策を教
えて欲しい方、税務調査・相続
税が心配な方、大企業で苦勞
している方に、現役税理士が
教える必携書!
付録：鳥山流投資作戦の伝授



Tel:03-6912-8828

池袋オフィスの紹介
4月より本格始動し、2カ月半がたちました。会計スタッフ4名と鳥山グループの不動産会社サクセスクリエイト1名の合計5名で土日も営業しております。来所いただくお客様の5名に1名は道に迷ってしまいうようですので、以下で道案内をいたします。皆様、是非この道案内をご活用いただき、お気軽に池袋オフィスへお越しください。



① まず、池袋駅北口を出てください。



この左側です

② 北口を出ると、目の前にホテルサンシテイが見えます。

このホテルサンシテイの左側の道を、まっすぐ、まっすぐ、ずっとまっすぐ、5分くらい歩いてください。
右に「東横イン北口」
左に「スーパーホテル」
左の「まいばすけっと」
これらを通り過ぎると右側に鳥山会計池袋オフィスです。
途中で、「アレ? 合っているのかな?」
と思っても、信じてまっすぐまっすぐ歩いてきてください。
お待ちしております。

スタッフのご紹介



小林税理士

まずはお客様との信頼関係を築くことが目標です。新オフィスへも是非お越しください。



飯野公認会計士

「闘う税理士」「税金を合法的に1円でも安くする。」鳥山会計の発信する2つの言葉が心に響き、公認会計士登録後、すぐに鳥山会計に入所しました。責任はありますが仕事に恵まれており、これらの言葉を実現できるように日々精進しています。



高橋

いつもお客様の立場で寄り添い、経営を伸ばす一助になれるよう頑張ります。よろしくお祈りします。

7月には新しいスタッフが
増える
予定です。



吉田

お客様の要望に応えられるように、日々努力していきたいと思っています。



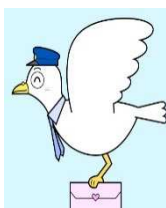
高橋顧問

鳥山代表の相談役兼所員皆様及び顧問先様のレベルUPに貢献できるよう努力します。



サクセスクリエイト 藤井代表

いつも笑顔でお迎えます!!
不動産・相続など、悩み事はご相談ください。



鳥山代表

池袋オフィスへは、午前中か夕方に顔を出し、伝書鳩のように志木オフィスと池袋オフィスを行き来しています。お客様の予定に合わせてどちらにでも行きますので、遠慮なく事前予約を入れてください。

太陽光発電システムについてのご相談は、
下記の連絡先まで。ご相談無料です!

東京エネルギー企業組合

(担当 青木 吉川)

Tel:048-486-6340

Fax:048-486-6341

e-mail:te06122000@yahoo.co.jp

アパートやマンションのオーナー様
あなたの物件の屋根が屋上にも、
太陽光発電システムを設置してみま
せんか?
興味のある方は、鳥山会計の担当者
又は東京エネルギー企業組合まで
ご連絡をお待ちしております。
現物を見ることもできます。



※太陽光発電システム
鳥山会計池袋オフィスがある
慶愛鳥山ビルの屋上には太陽光
発電システムを設置しています。

☆お知らせ☆